

郡山市告示第120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当させる施術者を次のとおり指定した。

令和8年5月14日

郡山市長 椎 根 健 雄

施術者名	増子 和利
施術者住所	〒963-0201 郡山市大槻町字北寺20番地の9
施術所名	かずマッサージ治療院
施術所所在地	〒963-0201 郡山市大槻町字北寺20番地の9
業務の種類	あん摩マッサージ はり・きゅう
指定年月日	令和8年5月7日